

川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しました。

1 指定管理者（第4期）

名 称 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

所在地 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

代表者 株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 山岸 通庸

事業概要 会員制総合フィットネスクラブの経営・企画・運営、スイミングスクール事業、通信販売事業ほか

構 成 員 株式会社東急コミュニティー

代表取締役 木村 昌平

事業概要 マンションライフサポート事業、ビルマネジメント事業ほか

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

川崎市入江崎余熱利用プール

川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号

3 指定期間

令和5年3月31日

4 指定管理者の業務の範囲

(1) 事務管理業務

(2) プールの使用等に関する業務

(3) プールの監視業務

(4) 施設・設備の維持管理に関する業務

(5) 設備、機器の運転管理に関する業務

(6) 備品の維持管理に関する業務

(7) 各種水泳教室の開催に関する業務

(8) 広報・広聴に関する業務

(9) 物品・飲食物等の販売に関する業務

(10) 緊急時への対応業務

(11) 事業期間終了時の引継ぎ業務

(12) その他、前各号に付随する業務

川崎市上下水道局サービス推進部
サービス推進課管理係